

下水道使用料について

①下水道使用料設定の考え方について

公営企業の原則

- 下水道事業は公営企業であり、主としてその経費を当該事業の収入をもって充てることとされ、自立性をもって事業を継続していく独立採算が原則

下水道事業を取り巻く状況

- 人口普及率約99% ⇒ 概ね整備は完了 ⇒ 村上・荒川地区の使用者の増加は見込める
- 人口減少・節水機器の普及による使用量の減少 ⇒ 使用料の大幅な増収は見込めない
- 住民向けサービスの安定的供給
- 施設・設備の老朽化・劣化の進行 ⇒ 更新や耐震化など多額の費用を要する
- 地方債の発行による将来負担の増加
- 市財政の悪化 ⇒ 一般会計負担の更なる拡大には限界がある
- 適正な下水道使用料の水準を設定する
- 単式簿記・現金主義の官庁会計方式 ⇒ 地方公営企業法に基づく企業会計方式の適用
(平成32年度)

下水道使用料の基本原則

下水道法

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

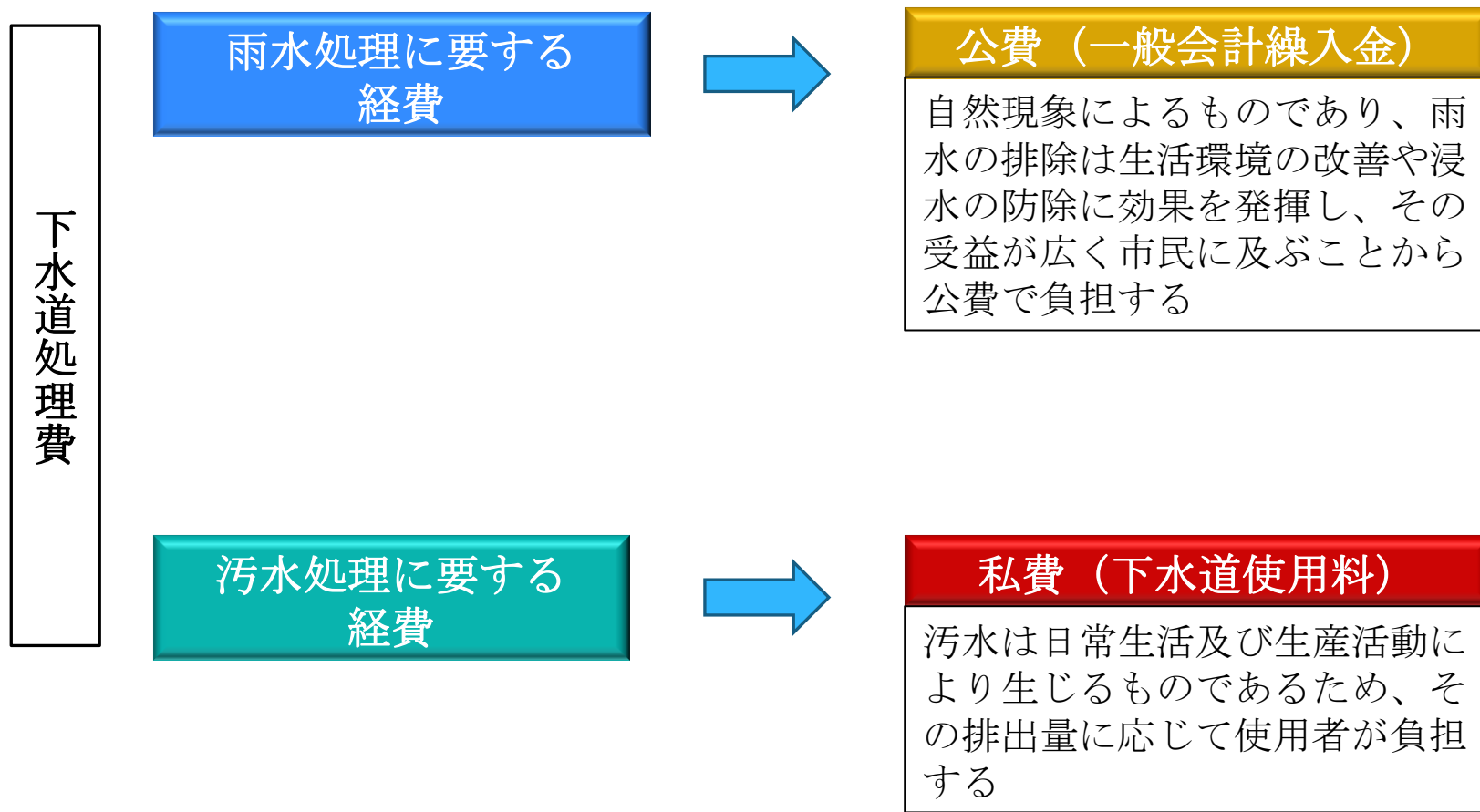
3 (省略)

地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

雨水公費・汚水私費の原則



下水道事業の財源

(1) 建設事業費

管渠、ポンプ場、用地費
管理棟

補助対象 事業	単独 事業
国庫補助金 (5/10)	地方債 (9.5/10)
地方債 (4.5/10)	
受益者 負担金等 (0.5/10)	受益者 負担金等 (0.5/10)


終末処理場


補助対象 事業	単独 事業
国庫補助金 (5.5/10)	地方債 (9.5/10)
地方債 (4.05/10)	
受益者 負担金等 (0.45/10)	受益者 負担金等 (0.5/10)

(2) 管理運営費

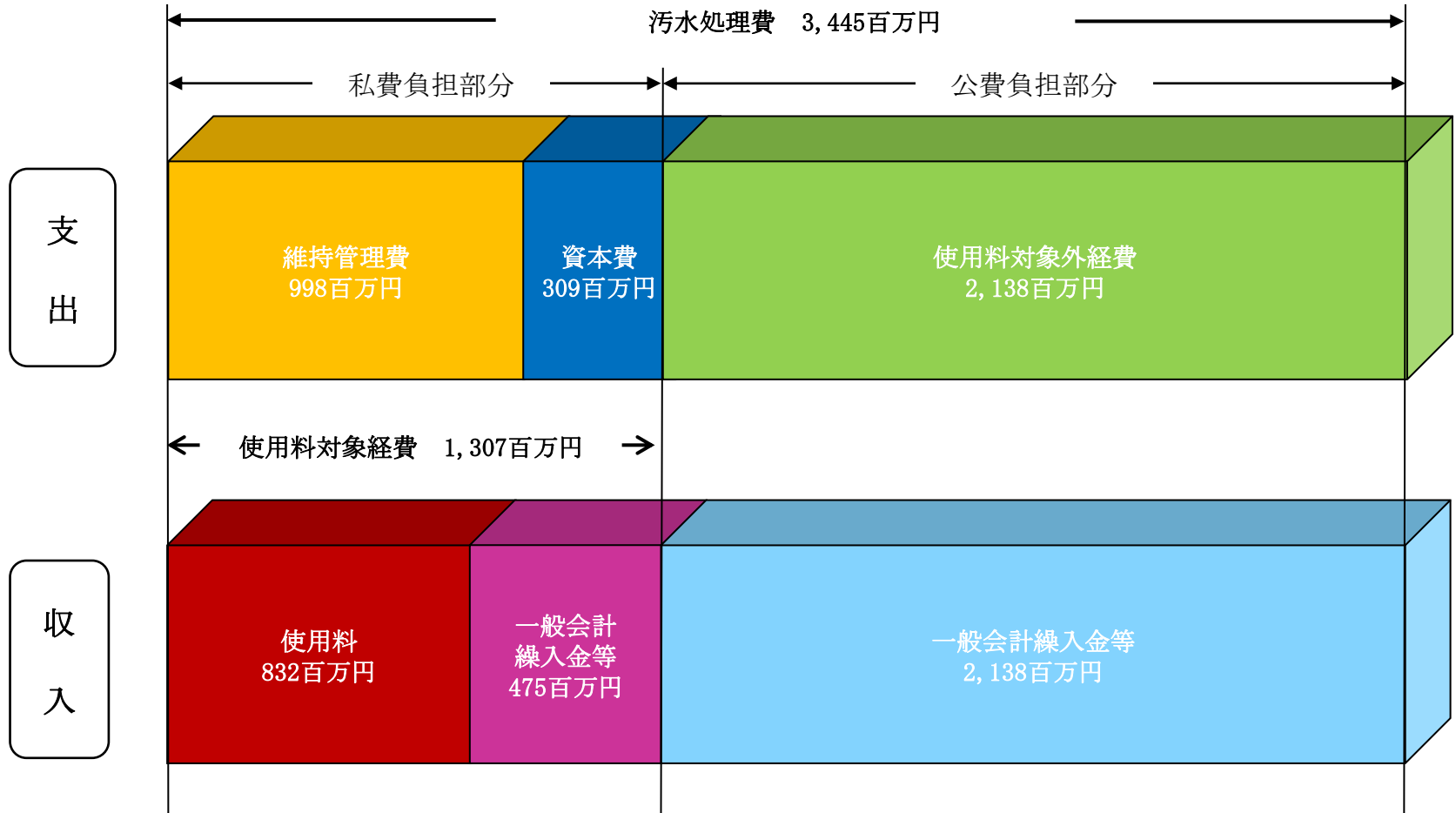
下水道の果たす役割と経費の負担

雨水の排除	汚水の排除	汚水の処理
生活環境の改善	生活環境の改善	公共用水域の水質保全
浸水の防除	便所の水洗化	汚染の原因者

 一般会計（公費負担）

 下水道使用料（私費負担）

使用料対象経費の算定 (H28年度)



下水道使用料の算定の流れ（一般的な考え方）

1. 事業計画、財政計画の策定・確認

- 下水道事業を継続するに当たり、今後必要な投資と必要額の見通し（収支見積り）
- 今後の使用料収入や投資、地方債残高の見通し

2. 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

- 公共料金としての安定性を確保するため、料金算定期間を決定
- 料金算定期間内に事業を行う財源として使用料収入はいくら必要かを決定

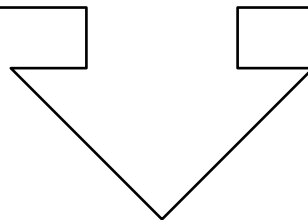
3. 使用料体系の決定

- 必要な使用料収入を使用者間でどのように割り振り、負担するか決定

下水道使用料の算定期間の設定

下水道使用料算定の基本的な考え方（国土交通省監修、日本下水道協会発行）

- 日常生活に密着した公共料金
- できるだけ安定したものであることが望ましい
- あまりに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる
- 使用料算定期間は、一般的には3年から5年程度に設定することが適当



平成32年度からの公営企業会計の適用を控え、平成30～32年度までの3年間を下水道使用料算定期間に設定するなど

下水道使用料水準の検討

下水道事業を行うための経費

- 下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）
- 地方債の支払利息
- 今後の投資や資産維持のための費用（資本費）

維持管理費

人件費
施設補修費
委託料 など

+

資本費

【官庁会計の場合】
地方債元利償還費

【企業会計の場合】
減価償却費
地方債支払利息

=

下水道使用料

下水道使用料体系の検討

2部使用料制

村上市では、使用水量にかかわらず一律である「基本料金」と使用水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される料金制度

基本料金

汚水放流量に関係なく、下水道事業を行うため必要な固定的経費を回収する料金

※1

従量料金

汚水放流量に応じて発生する変動的な経費を回収する料金
本市は累進使用料制ではない

※2

※1 基本水量制とは、公衆衛生上の観点から導入された制度であり、基本水量の範囲内では使用水量に関係なく、定額の基本料金のみ負担とする料金設定の方法。

本市では、生活用水としての利用に配慮し一ヶ月10m³の基本水量を設定している。

※2 累進使用料制（逡増制）とは、使った水の量が多くなるのに応じて、段階的に単位あたりの料率を高くする料金体系です。この料金体系は、施設拡張等には多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口需要者の料金に反映させるとともに、節水意識を働かせることで水需要を抑制し、省資源化を図る。

下水道使用料体系の検討

用途別料金体系

一般排水

- 一般家庭
- 集合住宅
- 官公庁
- 学校
- 病院
- 営業
- 工場
- その他

特定排水

- 瀬波分区内の旅館、ホテル、保養所及び共同浴場から排出される汚水

※特定排水は、村上地区の瀬波分区（瀬波温泉）のみであり、基本料金までは一般排水と同じ料金設定ですが、従量料金については一般排水とは違う処理方式を行っているため、一般排水の料金設定とは異なります

村上市の下水道使用料

		村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区
従前	基本料金 (10m ³)	1,200円	1,800円	2,000円	1,400円	1,900円
	20m ³ 使用	2,484円	3,888円	4,320円	3,888円	3,564円
	30m ³ 使用	3,672円	5,832円	6,480円	3,888円	5,076円
30 年度	基本料金 (10m ³)	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	20m ³ 使用	2,808円	3,564円	3,780円	3,132円	3,132円
	30m ³ 使用	3,996円	5,508円	5,940円	4,644円	4,644円
従 量 料 金	一般排水	110円/m ³	180円/m ³	200円/m ³	140円/m ³	140円/m ³
	特定排水	50円/m ³	—	—	—	—

汚水の排除量の認定について

下水道使用料は、下水に流した汚水の量（汚水排除量）に応じてご負担いただきます。水道水を使用している場合は、水道水の使用水量を汚水排除量とします。また、一般家庭で水道水以外を使用している場合は、その下水道使用料の算定のため、使用水量を計測するメーター（加算メーター）を市で設置しますが、メーターの設置が困難である場合には、当該世帯の人数により汚水排除量を認定します。

水道水以外の汚水の排除量につきましては、「村上市下水道条例施行第22条」で次のとおり定められています。

村上市下水道条例施行規則

（水道水以外の汚水の排除量の認定）

第22条 条例第19条第1項第2号の規定による水道水以外の水による汚水の排除量の認定は、1月につき次に定めるところによる。

- (1) 計測装置を取り付けてある場合は、当該計測装置で計測された使用水量とする。
- (2) 計測装置を取り付けていない場合で、家事用のみに使用される場合は、次に掲げるとおりとする。

ア 水道水以外の水のみを使用した場合は、使用水量を1人当たり次のとおりとする。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区
使用水量	6m ³ /人	8m ³ /人	8m ³ /人	6m ³ /人	8m ³ /人

イ 水道水と水道水以外の水をともに使用した場合は、水道水以外の水の使用水量を1人当たり次のとおりとする。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区
使用水量	3m ³ /人	4m ³ /人	4m ³ /人	3m ³ /人	4m ³ /人

- (1) 前2号以外のものについては、使用者の構成人数、業態、水の使用状況その他の事情を考慮して市長が認定する。

本市の水道水以外による汚水の排除量の認定につきましては、合併前の旧市町村で定められており、そのまま継続してきましたが、公平性の観点から従量料金の改定と合わせて見直したいと考えております。

これまでの上水道事業と簡易水道事業の給水実績平均値（平成24年～平成28年）が1人1日当たり236ℓであることから、この数値を換算すると1人1月につき7m³の汚水排除量となります。

②下水道使用料（従量料金）のシミュレーションについて

（１） 料金算定期間

（２） 従量料金をいくりにするか

（３） 従量料金の累進使用料制を採用するか